

# 平成29年3月31日以前に住宅を取得した場合

(住宅の引渡日、住民票の転居日又は転入日、所有権の登記完了日の全てが平成 29 年 3 月 31 日以前のもの) ※住宅の所有者以外の方が転居又は転入により、平成 29 年 4 月 1 日以降であっても、所有者が平成 29 年 3 月 31 日以前に住定している場合は、下記の平成 28 年度までの補助金額の適用となります。ご不明の場合は、ご相談ください。

## 平成 28 年度までの補助金額

※平成 31 年度版は別紙をご確認ください。

### 【基本補助】

住宅取得金額の 3% 限度額 50 万円 (1,000 円未満は切り捨て)

※ただし、併用住宅にあっては居住部分のみが補助対象となります。

### 【加算補助】(基本補助に下記の条件により加算されます)

①夫婦共に 49 歳以下(申請年度の 4 月 1 日現在)の場合

20 万円(転入者は 40 万円、夫又は妻のいずれかが転入者でもよい)

②中学生以下の子どもがいる場合

1 人につき 10 万円(転入者は 1 人につき 20 万円)

③地域加算対象地域(旧市街地、新里北小通学区域、黒保根町)に住む場合

30 万円

④市内業者(新たに建築する)を利用する場合

10 万円

⑤桐生市空き家・空き地バンク(登録物件の購入)を利用する場合

10 万円

※ただし、

住宅取得金額の 10% (1,000 円未満は切り捨て) 又は 200 万円のいずれか低い金額を上限とします。

※平成 31 年度版の加算内容と異なるものがありますのでご注意ください。

転入者の該当条件、地域加算対象地域については、平成 31 年度版と同じですので、詳細は別紙の平成 31 年度版をご確認ください。



きりゅうを  
暮らそう。

桐生市 建築住宅課

TEL:0277-46-1111

<http://www.city.kiryu.lg.jp/>